

（承認）

（四）減給率ハ左ノ通りニスルコト

イ 二月以下ハ値下セサルコト

ロ 二月一錢以上二月五千錢迄ハ一割トスルコト

ハ 二月五十一錢以上ハ一割五分トスルコト

但シ各二千錢ノ餘額ヲ見テ計算スルコト

（全部承認）

（五）始業時間ニ十五分ノ遅刻ヲ有シテモ

（拒絶）

（六）毎季十月ヨリ翌年三月迄ハ皆勤手書ヲ付スコト

（考慮）

（七）職首者ニハ職首發表ト同時ニ規定ノ手當金ハ全額給與スルコト

（承認）

（八）職首者ニハ規定ノ手當以外ニ各日給十日分迄ヲ給與スルコト

但シ之レニ職首ト同時ニ支給スルコト

（拒絶但シ電一封ヲ支給ス）

叙上ノ交渉ニ依リ代表者之ヲ認シ退出セリ

七 経過

（一）会社側

会社側ハ況打策ヲシテ俟下及談工ノ整理ヲ計畫シ上記ノ

如キ交渉ニ依リ職首者ヲ人選シ七月二十六日付ヲ以テ條

工丹羽鉄太郎外十七名ニ對シ速達郵便ニテ解雇通知書

ヲ發送セリ

（二）勞働者側

談工ニ於テ之会社側ノ苦境ヲ知悉セルニ依リ今回ノ整理ニ已

ムヲ得サルモノトシヨリ以上ノ紛争ナシト認メラル、之全額

日本出版ノ影響下ニアルヲ以テ外部ノ煽動ニヨリテ義